

申告は3月15日までに

(2)

市・県民税の申告の受付を下記日程のとおり行います。

申告する必要がある人は、申告期限内に忘れずに申告をお願いします。

申告日程

受付時間 午前の部：午前8時30分～11時(整理券は8時15分から発券)
(全日程とも) 午後の部：午後1時～3時30分(整理券は1時から発券)

と き	と ころ	対 象 地 区
2/18(月)	ウェルス幸手2階研修室	西関宿、花島、中島、槇野地、神扇、平野、中野、長間、惣新田、細野
19(火)	"	上吉羽、神明内、木立、下宇和田、上宇和田、下吉羽、戸島、戸島1・2丁目
20(水)	"	栄1～3番、平須賀、平須賀1・2丁目
21(木)	"	栄4～7番
22(金)	"	吉野、吉野1丁目、天神島、天神島1丁目、緑台1・2丁目
24(日)	市役所第二庁舎2階第1会議室	平日に申告ができない人
25(月)	"	東1・2丁目
26(火)	"	東3～5丁目
27(水)	"	中1～3丁目
28(木)	"	中4丁目、北2・3丁目
3/1(金)	"	中5丁目
4(月)	"	北1丁目
5(火)	"	内国府間、外国府間、権現堂、大字幸手1～3,300番台・5,000番台
6(水)	"	上高野、上高野1丁目
7(木)	"	南1・2丁目
8(金)	"	南3丁目
11(月)	コミュニティセンター集会室	西1・2丁目、大字幸手3,400～4,000番台
12(火)	"	中川崎、下川崎、松石、高須賀
13(水)	"	香日向1～4丁目
14(木)	"	千塚、円藤内
15(金)	"	上記日程に申告ができない人

市・県民税の申告

ご注意

指定日に都合がつかない人は、上記日程の中で都合のよい日にお越しください。
土曜、日曜日の受付は2月24日(日)のみとなり、当日は大変混み合いますのであらかじめご了承ください。
申告期間中は、市役所税務課窓口では申告できませんので、お手数でも各会場へお越しください。
例年、午前中は大変混み合い、待ち時間が長くなりますので、時間に余裕をもってお越しください。
駐車場には限りがありますので、なるべく車の利用はご遠慮ください。
郵送でも申告の受付をしています。ご希望の人は税務課にお問い合わせください。

申告が必要な人

■平成25年1月1日現在、幸

手市に住所があり、つぎ

のいずれかに該当する人

①給与所得者で、勤務先か

ら市役所に給与支払報告

書が提出されていない人

②給与所得以外の所得(不

動産所得や雑所得など)が

あった人

③給与を2か所以上から受

けた人

④幸手市には住んでいない

が、店舗を構えて営業し

た人

⑤平成24年中に所得がなかつ

た人で、非課税証明書や所

者は源泉徴収票

④事業または農業所得者は

収支内訳書(事前に記入済

のもの)など

⑤国民健康保険、後期高齢

者医療保険、介護保険、国

民年金などの領収書または

控除証明書

⑥生命保険(一般生命保険、

介護医療保険、個人年金

保険)、地震保険などの控

除証明書

⑦医療費控除を受ける人は

平成24年中に支払った医

療費の領収書および保険

などによる補てん額の分

かるもの(事前に1年間分

の合計額を計算)

※医療費控除明細書は、税務

課窓口で配布しています。

また、広報さつて1月号

にも折込みしてあります

のでご利用ください。

⑧障害者控除を受ける人は

障害者手帳、療育手帳ま

①申告書

②印鑑

③給与または公的年金所得

申告に必要な物

問合せ 税務課市民税担当 ☎(43) 11111 内線133
FAX (43) 1125

税理士会による 無料相談

税理士会による無料相談(所得税のみ)もあります。

営業、農業、そのほか庶業で確定申告をする人は、事前の申込みは不要ですので、ご利用ください(青色申告・譲渡所得を除く)。

とき 2月18日(月)～21日(木)
午前9時～11時
午後1時30分～3時30分

ところ ウェルス幸手2階研修室



生命保険料控除の計算方法の改正

従来の「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」に加え、平成24年1月1日以降に締結した介護・医療保障を対象とした契約の支払保険料に係る「介護医療保険料控除」が新設され、それぞれ適用される控除額も変更になりました。

生命保険料控除の適用限度額：70,000円(120,000円)

旧契約 (平成23年12月31日以前に
契約を締結したもの)

新契約 (平成24年1月1日以降に
契約を締結したもの)

一般生命保険料控除
適用限度額：35,000円(50,000円)

一般生命保険料控除
適用限度額：28,000円(40,000円)

※新契約と旧契約の両方の適用を受ける
場合の限度額は28,000円(40,000円)

新 介護医療保険料控除
適用限度額：28,000円(40,000円)

個人年金保険料控除
適用限度額：35,000円(50,000円)

個人年金保険料控除
適用限度額：28,000円(40,000円)

※新契約と旧契約の両方の適用を受ける
場合の限度額は28,000円(40,000円)

※()内は所得税の適用限度額

所得税の申告

問合せ 春日部税務署 ☎048(733)2111

※自動音声ガイダンス

確定申告が必要な人

① 事業所得などがある人
事業をしている人、不動産所得があった人、土地や建物を買った人などで、計算の結果、所得税が課税される人

② 給与所得などがある人

大部分の給与所得者は、年末調整で所得税の納税を完了しますが、つぎの場合は確定申告が必要となります。

○ 前年(平成24年1月1日～12月31日)の給与収入金額が2千万を超えたとき

○ 給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円を超えたとき

○ 給与を2か所以上から受け、年末調整されなかった給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超えたとき

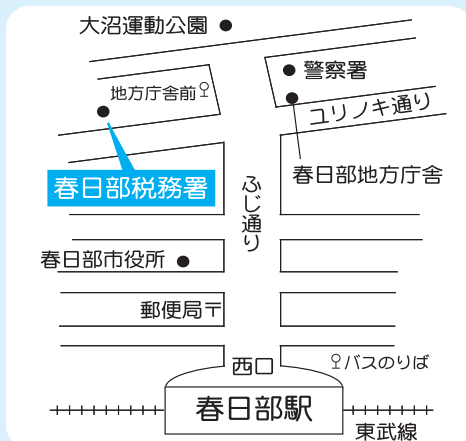
※春日部税務署での平成24年分所得税の確定申告の受付期間は2月18日(月)～

春日部税務署案内図

電話 ☎048(733)2111

交通 ・春日部駅(西口)から徒歩20分
・朝日バス(西口循環または春日部温泉行)バス停「地方庁舎前」から徒歩3分

※駐車場が狭いため、車の利用はご遠慮ください。



市内会場での受付

3月15日(金)です。土曜、日曜日については、2月24日(日)、3月3日(日)のみの受付となります。

確定申告は、市内各申告会場(右の日程)でもできますが、つぎの人は市内会場では申告できません。

○ 青色申告の人
○ 雑損控除の申告をする人(東日本大震災による雑損控除も含む)

○ 土地・家屋、株式、ゴルフ会員権などの譲渡所得について申告する人(公共用地の土地収用に係る譲渡所得も含む)
○ 投資信託などに伴う所得や申告分離課税を選択する配当所得がある人
○ 損失申告の人
○ 初めて住宅借入金等特別控除の申告をする人
○ 年の途中で死亡した場合の相続人の申告をする人
○ 過年度分の申告をする人